

中小企業者の共済制度

傷害共済

充実の24時間保障だから
就業中はもちろん休日のレジャーまで、
皆さまの万ーをしっかりお守りする
頼れる共済制度です。

共済掛金
月々 **1,200円**



広島県共済の共済制度にご加入いただくと
福利厚生サービスの特典があります！



エルフルカード

レクリエーション・宿泊・飲食施設
などが優待割引でご利用いただけるカードです。



健康もしもし24

電話1本で健康相談ができます。
不安に思うことや質問など、医療
アドバイザーにご相談ください。
(24時間年中無休)



情報誌

地域の魅力をご紹介した『あんしん』、エルフルカードのお得情報満載『エルフル』をお届けします。
(年4回発行)

広島県共済の組合員コミュニティ エルフル

エルフルカードの提携施設が簡単に検索できます！
その他イベント情報も盛りだくさん！

詳しくはエルフルHPにて
<http://eruful.kyosai.or.jp>



広島県共済組合員相談室

■ご契約者名・住所等の変更 ■福利厚生サービスについて
■被共済者等の内容の変更 ■共済金の請求

お気軽にこちらまでお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-708030**



■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)

広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<http://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

共済掛金月々1,200円で充実の24時間保障!



●ご加入年齢：満6歳以上満75歳未満(80歳までご継続いただけます。)

死 亡	交 通 事 故	600万円
	傷 害	500万円
後 遺 障 害	交 通 事 故	500万円～20万円
	傷 害	
入 院	交 通 事 故	1日 4,000円 (7日～120日) ※7日以上入院で1日目より保障
	傷 害	
通 院	交 通 事 故	1日 2,000円 (7日～60日) ※7日以上通院で1日目より保障 1日 1,000円 (7日～60日) ※7日以上通院で1日目より保障
	傷 害	
費用共済金	入 院 諸費用共済金	入院共済金×10% (入院時に必要な身の回り品やタクシー代などにお役立てください)
	入 院 家 族 慰 労 金	1日 500円×入院日数 (お世話される方のための思いやりの見舞金です。50日限度)
	入 院 ・ 通 院 診断書料共済金	5万円以下の少額給付の場合 一律3,000円の診断書料

ご加入に際して

- 共済掛金:月々1,200円
- ご加入資格:加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。
- ご加入年齢および満了年齢:満6歳以上満75歳未満。ただし、満80歳の誕生日の属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限:被共済者1人あたり一口とします。
- お引受方法:ご加入いただける被共済者の範囲は下表のとおりとします。

共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者
法人 事業所	代表者/役員/従業員 (パート・アルバイト)	個人 事業主	事業主(本人)/従業員(パート・アルバイト)/ 配偶者/親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人	本人/配偶者/親族(6親等以内 の血族、3親等以内の姻族)

(注)パート・アルバイトについては、任意でご加入いただけます。

- 共済金のお支払い:共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係わらずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法:ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日:共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新:共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金:広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金300円(3口分)以上をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金は半額になります。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いになります。

●製材、チップ製造作業中の事故●金属プレス加工作業中の事故●鋳造、製鉄作業中の事故●建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶機装、その他類する職業)●道路工事および道路誘導作業中の交通事故●営業用貨物車(4トン超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

※次に掲げる職業の就業(作業)中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業(作業)中以外の事故については、通常の支払いになります。

●自衛官(防衛大学校生を含む)●坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故●潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故●タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故●船舶乗組員の就業中の事故●港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故●伐木・造材作業者の就業中の事故●とび工●発破および火薬・爆薬類製造工、花火製造工●採石作業(石切出作業、採石工、石切工)●競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者●テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業●力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業



ご加入後も安心、
ご契約内容確認
サービス。

年1回、被共済者の変更等の内容の変更や、共済金の請求など、ご契約内容の確認を実施いたします。
ムダなく安心してご利用いただけます。